別記様式第４号（第５条第２号関係）

その６

景観形成基準への対応説明書

|  |  |
| --- | --- |
| 届出（通知）者氏名 |  |
| 行為の場所 |  |
| 地域名 | □ 駅前周辺重点地域 |
| 行為の種類 | □ 開発行為　□ 特定開発行為　□ 伐採　□ 土石・資材・その他堆積物 |

【土地の形質の変更等】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 景観形成基準 | | | 対応状況の説明 |
| 開発行為・特定開発行為 | 【規模】 | | |  |
| □ | | 造成の規模は必要最低限とし、既存地形や周辺の土地の高さと大きく異なる規模の造成は行わない。 |
| 【形状】 | | |  |
| □ | | 周囲に圧迫感を与える長大な一体型の法面・擁壁は避ける。緩やかな緑化法面とする、擁壁を分割し表面を緑化する等、圧迫感を抑える。 |
| 【緑化修景】 | | |  |
| □ | | 周囲の敷地の状況を踏まえ、前面道路に対し、植栽・花壇による落ち着きと潤いの創出を図る。 |
| □ | | 樹容や樹齢に優れる樹木がある場合は、伐採を避ける又は移植するなど、可能な限り保存に努める。 |  |
| 【豪雪への対応】 | | |  |
| □ | 造成地内道路の幅や線形計画は、積雪期の通行や道路除雪を踏まえたものとする。 | |
| □ | 造成地内の分譲区割を計画する場合は、建築物が建った後の落雪距離や堆雪スペース確保を踏まえ、余裕ある面積を確保する。 | |  |

（裏面）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 景観形成基準 | | | 対応状況の説明 |
| 開発行為・特定開発行為 | 【緑地の確保】 | | |  |
| □ | 緑地は公共性をもつ地域の共用地であり、夏は緑による潤いの場、冬は共用の堆雪場としての役割も果たす為、造成地の５％以上を確保する。\*1 | |
| □ | 造成地内道路計画と併せ、各区割からのアクセス性を考慮した配置とする。 | |  |
| 【無電柱化】 | | |  |
| □ | 原則、地中埋設とする。やむを得ず建柱する場合は、建物に寄せる、および架空線が道路を横断しない配置や、高さ・色に配慮する。 | |
| 伐採 | □ | | 造成・建築に必要な最小限の伐採に留める。 |  |
| 土石・資材・  その他堆積物 | □ | | 視点場や周辺の道路等から広く眺望出来る場所での土石、資材、その他物品の堆積は避け、植栽等により修景を行う。 |  |

　　　　\*1　令和６年１月１日から適用

注１ 配慮事項は、当該事項について配慮した場合に、□内にレ印を付すこと。

２　対応状況の説明は、景観形成基準に具体的にどのように対応したかを記載すること。